

第 5809 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 10月 4日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 保険事故が発生していない生命保険契約

**Q**：先日、私の生命保険の保険料を負担してくれていた父親が亡くなりました。この保険も相続税の対象になると聞きましたが、どのような取扱いになるのですか？

**A**：次のような取扱いになります。

### 【解説】

お父さんがあなたの保険料を負担していたということですが、この場合には、契約者が誰であったかにより、次のように取扱いが違ってきます。

- ①お父さん(被相続人)が契約者である場合  
相続開始の時ににおいて、保険事故(被保険者の死亡など)が発生していない生命保険契約であっても被相続人(父)が契約者で、かつ、保険料を負担している場合は、「本来の相続財産である生命保険契約に関する権利」となり相続税の対象となります。この場合には、相続開始の時ににおけるその保険の解約返戻金相当額が財産の価額となります。
- ②あなた(被相続人以外)が契約者である場合  
被相続人が保険料を負担し、かつ、被相続人以外の者(あなた)が保険契約者である場合には、その生命保険の契約者(あなた)が相続又は遺贈により生命保険契約に関する権利を取得したものとみなされます。

①も②の評価額は同じですが、①の場合は、本来の相続財産となりますので、遺産分割の対象となりますが、②の場合は契約者(あなた)の財産を相続財産としてみなして課税するというものですから、遺産分割の対象とはならないという点で、取扱いが違ってきます。

